

# 令和3年度の財政運営検討W・Gの検討事項

資料3

項目	これまでの検討結果	令和3年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況 <span style="float: right;">〔 検討済み…■ 検討中…○ 〕</span>
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>府全体の共通公費の範囲の検討</li> <li>① 過年度の保険料収納見込み(一般分) 過去3か年の平均収納額の65%に、平成29～令和元年度調定額の平均と、直近値である令和元年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定(100%上限は撤廃)。</li> <li>② 保険者努力支援制度(都道府県分) 引き続き、保険料引き下げ財源として活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府全体の共通公費の範囲の検討</li> <li>① 過年度の保険料収納見込み(一般分)</li> <li>② 保険者努力支援制度(都道府県分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 府全体の共通公費の範囲の検討</li> <li>① 過年度の保険料収納見込み(一般分) 過去3か年の平均収納額の70%に、平成30～令和2年度調定額の平均と、直近値である令和2年度の調定額から算出した変動率を乗じた額と設定。</li> <li>② 保険者努力支援制度(都道府県分) 引き続き、保険料引き下げ財源として活用。</li> <li>■ 被保険者数の推計方法の変更 団塊世代の後期高齢者医療制度への移行を反映するため、75歳の誕生日で減算するコーホート要因法(「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(資格取得・喪失)という、二つの「変動要因」の将来値を仮定しそれに基づいた被保険者数の推計を行う方法)を採用。</li> </ul>
保険料減免・軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する法改正(令和4年4月1日施行)を予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに係る均等割額減額措置について、制度内容を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもに係る均等割額減額措置に係る対象年齢及び軽減額の拡充について国へ要望。</li> </ul>
標準 収納率	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者努力支援制度の保険料収納率に関する評価指標の市町村規模別区分に準じ、3,000人未満の区分を設け、4区分から5区分に変更。</li> <li>令和元年度を含む直近3年間の収納率実績の最高値と令和元年度の収納率の平均値を算定の基とし、条件を以下のとおり設定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1%</li> <li>インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2</li> <li>努力分 実収納率+0.5%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度決算状況を踏まえた検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和2年度を含む直近3年間の収納率実績の最高値と令和2年度の収納率の平均値を算定の基準とし、条件を以下のとおり設定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1%</li> <li>インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2</li> <li>努力分 実収納率+0.5%</li> </ul> </li> </ul>
保健事業 (算定条件 に関する事項のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自事業分の財源のあり方について検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</li> <li>対象経費の基準額は、前年度保険料総額(医療分)の一定割合と、納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。本算定時には、仮算定時からの増額変更は行わない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自事業分の財源の在り方について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</li> <li>■ 対象経費の基準額は、前年度保険料総額(医療分)の一定割合と、納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。本算定時には、仮算定時からの増額変更は行わない。</li> <li>○ 保健事業における財源の在り方について、引き続き検討。</li> </ul>

# 令和3年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	これまでの検討結果	令和3年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況 <span style="float: right;">〔 検討済み…■ 検討中 …○ 〕</span>
<b>財政安定化 基金</b>	<b>【新規検討項目】</b> ● 急激な医療費の上昇時などに 納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資するため、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与される。(令和4年4月法施行)	● 剰余金が生じた場合の基金への積立に係る基本的な考え方等について検討 (第70回財政運営検討WG)	■ 大阪府国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を令和4年2月議会に上程予定  ○ 保険料の平準化等を図る観点から、基金への積立に係る基本的な考え方等について、引き続き検討。

## 【追加検討項目:コロナ減免について】

- 令和3年3月12日付け厚生労働省事務連絡により、令和3年度のコロナ減免に係る特別調整交付金による財政支援(一部支援)の実施について通知
  - ・ 令和2年度の全額支援から一部支援への変更に伴い、令和3年度は費用負担が発生する状況
  - ・ 減免実施に係る費用負担に対する府の財政支援については、令和3年度の減免額(規模)及び府の国庫返還金額に基づく府国保特会の財政状況を踏まえ検討

↓

- 令和3年11月26日付け厚生労働省事務連絡により、令和3年度のコロナ減免に係る災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金による財政支援(全額)の実施について通知